

平成 26 年度事業計画

基本方針

人は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して幸せに暮らしていくことを望んでいます。しかし、現在の私たちを取り巻く環境においては、少子高齢化の進行、地域や家族機能の変容、厳しい雇用情勢などを背景に、失業・病気・家族の介護などをきっかけとする経済的困窮・低所得、買物や通院などの日常生活上の支障、悪質商法による財産侵害、さらに、社会的孤立による虐待・孤立死・自殺・ひきこもりなどの問題が発生し深刻化しています。

このような社会状況の中、本会では、地域社会における「支え合い」や「絆」が重要であることを認識し、地域の中での住民による支え合い・助け合いの活動の推進とその支援を最重点課題に掲げ、それに関連した取り組みを中心に据えて事業を展開します。事業の推進に当たっては、行政、地域組織や関係団体、ボランティア団体などのネットワークを強化し協働することにより、「ともに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

今年度も「東員町社会福祉協議会あり方検討委員会」の提言項目の実現に向け鋭意努力するとともに、事業の評価・見直しはもちろんのこと、組織体制整備を進め、社会福祉法人としての存在意義を明示しつつ、真に必要とされる社会福祉協議会として発展と強化を進めてまいります。

I. 法人運営部門

〔 適切な法人運営、財務・人事管理をはじめ、組織全体にかかわる企画・調整等を行う部門 〕

実施項目	概 要
1 理事会・評議員会の開催・監査の実施	住民主体の組織機能を充実するため、執行機関である理事会、議決機関である評議員会、監事による監査を実施し、地域のニーズに対応できるよう組織を運営をする。 * 理事会 5回/年 * 評議員会 3回/年 * 監査 2回/年
2 戸別会員・特別会員の募集	自治会等の会議へ参加し、本会組織や取組を説明することで会員増加を図る。 * 4～5月 戸別会員募集 1世帯500円 * 7～8月 特別会員募集 1口1000円
3 個人情報保護の徹底	個人情報保護規程に基づき、全職員が適切に対応する。 * 保護の重要性の周知徹底
4 苦情・要望の受付	苦情や要望等に適切・誠実に対応するとともに、その内容を全職員が共有して再発を防止する。 * 苦情解決責任者・苦情受付担当者の研修
5 事務局体制の充実	各規程に基づく適正な事務運営、業務分掌の適正化し、社協が総合的に地域福祉活動に専心するよう会議の体系を整理する。
6 社協事業の適正化	全事業の地域福祉推進に対する効果を点検し、行政と協議のうえ、事業の整理・統合を進める。 * 8月～ 事業評価
7 あり方検証委員会の開催	あり方検討委員会からの提言が、効果的に展開されているかを進捗管理し、改善に努める。 * 2回/年
8 防災委員会の実施 風水害防災計画策定【新規】	避難訓練を実施して安全な避難誘導を確認し、災害時の人命の安全確保や被害の軽減について協議する。また、風水害にも対応する計画を策定する。 * 4回/年 防災委員会(各部署から1名) * 10月 風水害計画策定
9 職員のスキルアップ	地域の資源を関連づけて事業展開、ケアの提供ができるよう地域福祉に必要な知識や技術を習得する。研修参加者は学んだ知識や技術を他の職員に伝達し職員全体のレベルアップを図る。 * 随時 スキルアップのための専門研修 * 1/年 介護保険事業と地域福祉事業の関わりを学ぶ研修(全体研修) * 1/年 事業効果向上に資するPDCAサイクルの研修の実施(事業担当者対象)
10 役職員の倫理の向上	社協役職員としての法令遵守・人権意識の向上を図る。 * 1回/年 コンプライアンス研修の実施 * 1回/年 町主催人権研修への参加
11 新会計基準の移行準備	平成27年度から新会計基準を導入するにあたり、移行の準備をする。
12 寄付金の受付及び管理	用途の透明性に努め、適正に運用管理する。また、寄附金控除の情報を提供する。
13 日本赤十字社社費増強運動の実施	日本赤十字社東員分区事務局として、日本赤十字社活動の普及啓発と、社費納入について町民の理解と協力を求める。 * 5月 社費募集
14 福祉基金の用途の明確化【新規】	基金の用途を決定する。 * 12月 理事会で決定
15 東員町ふれあいセンターの管理運営に対する協力	利用者が快適に施設を利用できるように行政に協力する。 * 利用申請の受付や終了報告書の受領 * 自動販売機の管理 * 貸し室・券売機の管理 * 利用状況の集計・清掃 * 開館のための日直 * 各種点検の実施や水漏れ工事等の対応

II. 地域福祉活動推進部門

〔 地域に発生しているさまざまな福祉課題を調査・分析し、住民やボランティア、各種団体・機関と協働・連携して、解決にむけた取り組みを組織的・計画的に推進する部門 〕

【共】 = 共同募金配分金事業

	対象者/実施項目	概 要
町民： ふくし de まち づくり プロジェクト	1 福祉のつどい	特別な人のための福祉ではなく、ふだんの暮らしを幸せに営むための福祉という概念を伝え、多様性を地域に受け入れ共に暮らしていく機運を醸成することを目的に参加型セミナーを開催する。 * 11月
	2 障がい児者のつどい 【共】	「一人ひとりが輝くために、みんなの想いを分かち合おう！」をテーマに、当事者組織等との共催で、～LIGHT UP TOIN～未来の話を する映画上映会Vol.2を開催する。 * 12月上旬(障害者週間にあわせて実施)
	3 『ふくしのわ』 ホームページ	地域の課題や取り組みを住民に発信することで、小地域福祉活動の取り組みを加速化する。 * 『ふくしのわ』 年4回発行 * ホームページ 随時更新
	4 民生委員児童委員協議会との協働による住民の関係づくり	民生委員児童委員協議会の事務局を担い、民生委員児童委員協議会と共に地域福祉を進めるために住民相互の関係性を深める働きかけを行う。 * 4～6月 ひとり暮らし高齢者の困りごと把握と分析(民生委員) * 地域福祉座談会への民生委員の積極的関与
	5 地域福祉座談会 【一部共】	地域の多様な人が出会ってそれぞれの立場を理解し合い、「暮らしにくさ」を抱えている人や自分たちの潜在的な力に気づく機会をつくる。共感した「暮らしにくさ」に対して、地域住民が自分たちの力を動員、また創意工夫して解決に取り組む機会をつくる。 * 中上・笹尾東4丁目の座談会を継続(新たな参画者を取り込み) * 地域を知るきっかけとして顔合わせ交流を開始 神田地区 1カ所 ネオポリス地区 1カ所
	6 担い手養成 【一部共】	地域福祉活動の推進役と多様な参画者を養成する。 * 小地域福祉活動者の先進地視察 7月 高島市社協を予定 * 多様な参画者を取り込むためのセミナー) 8月 傾聴セミナー
	7 活動支援 【共】	地域福祉活動への取り組みに対して助成する。 東員町ふれあいセンター内に事務作業応援コーナーを設置し、活動者・団体の利用を促進する。 * 4月 コピー機の設置 * 6月～ 助成先募集
	8 地域福祉推進協議会	小地域福祉活動を推進する役割をもつ。地域の協働で解決できない課題やひとつの地域では対象者が少ないマイノリティの課題について他の活動者と検討する。また、地域課題を情報交換し協議する。 * 6月～ 委員を公募する * 1回/2ヶ月 定例で開催する
	9 社協行政連絡調整会議	社協・役場生活福祉部各課及び政策課の実務担当者が情報交換・意見交換を行う。また、地域福祉推進協議会から持ち込まれた地域課題への対応を調整したり小地域福祉活動が抱える課題について検討・助言する。 * 1回/月 定例で開催する
	10 地域福祉施策検討会議	社協行政連絡調整会議で行われた地域福祉課題の解決への取り組みを社協・役場生活福祉部の局長・課長間で総合的に検討し調整する。 * 必要に応じて開催する

高齢者	11	ひとり暮らし高齢者交流会【共】	在宅のひとり暮らし高齢者を対象に、閉じこもり防止や孤独感の解消、仲間づくり等を目的に、会食会等の交流会を開催する。 * 委託先/東員町民生委員児童委員協議会 * 6月・12月
	12	生活支援型配食サービス【受託-町】	在宅のひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等に昼食を配達するとともに安否確認を行う。 * 委託先/社会福祉法人いずみ * 月曜日から金曜日の中で希望する日 * 個人負担金 300円
	13	ふれあい型配食サービス【共】	ひとり暮らし高齢者を中心とした対象者に、ふれあいを目的に昼食を配達する。 * ボランティアが調理・配達 ※一部業者委託 * 第2・4火曜日と第1~4金曜日の希望する日 * 個人負担金 300円
	14	シニアカレッジ	「人づくり」に資する観点で事業を実施し、卒業後は、地域活動のリーダーやボランティアといった人材養成につなげる。 * 6月～ 1回/月
	15	介護予防事業【受託-町】	はつらつと暮らす高齢者を応援し、地域で介護予防意識を普及啓発する人材を養成する。 * 6月～ 1回/月
	16	地域ボランティアポイント制度事業【新設】 【受託-町】	地域に“未”関心である方に関心を持っていただくきっかけに、また、社会活動をしている方に福祉分野にも関心をもっていただくきっかけになるようとりくむ。
町民	17	家族介護継続支援事業・家族介護教室【受託-町】	介護から一時的に離れる機会を提供したり、適切な介護方法を伝えることで、家族の身体的精神的負担を軽減し、介護者を支援する。 * 参加者増加を企図したメール会員募集 * 1回/月 リフレッシュルーム・介護教室
	18	ひとり親家庭ふれあい交流会【共】	ひとり親家庭間の情報交換やつながりづくりを目的に、交流会を開催する。 * 5月 企画会議(ひとり親家庭の方) * 1回/年 交流会
	19	心配ごと相談所	一般相談員(有資格者・学識経験者・民生委員)があらゆる相談に応じ、適切な助言や専門機関等の紹介を行う。また、その中で地域の生活課題に対しては地域福祉推進協議会に報告し解決に導く。 * 毎月5日(土・日・祝の場合は翌日)及び第3日曜日
	20	当事者団体等の育成支援	各種関係団体の運営に必要な助成金の交付や、地域活動の支援を行う。 * シニアクラブ連合会、障がい児(者)を守る会、遺族会
	21	子育て支援事業【共】	子育て親子が自由で気軽に集える場を、ふれあいセンターのほか、各地域でも提供できるよう、ボランティア・関係機関と協働で事業展開する。 * 委託先/子育て支援ネット * 月・水/週 子育て応援ルームの開放 * 1回/年 子育て情報紙の発行 * 1回/年 子育てカフェ
	22	看取り介護の啓発	在宅で看取りができることを周知し、「地域で生ききる」意識を啓発する。 * 1回/年 在宅介護者対象
	23	災害ボランティアセンター研修事業	災害ボランティアセンターの円滑な立ち上げ及び運営が行えるよう、ボランティア及びボランティアコーディネーターを養成し体制の構築を図る。 * 4月～ 企画会議(ボランティア、要援護者、民生委員、福祉事業所) * 3回/年 企画会議により決定した研修

24	町内福祉事業所連絡協議会の創設【新設】	<p>町内福祉事業所間の情報交換と福祉職員の資質向上、地域の福祉課題解決のため、分野を超えた福祉専門機関のネットワークをつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 5月 連絡協議会設立準備会(25年度運営会議のメンバー) * 6月 連絡協議会設立 * 1~2月 先進地見学 * 8月 意見交換会 * 10月 運営会議
25	障がい者(児)の地域生活に関する学習	<p>地域課題への気づきを助長するため、重度障がい者(児)の地域生活を学ぶ学習会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 6月 民生委員対象に研修
26	共同募金委員会の活動支援及び助成	<p>共同募金委員会の事務局を担い共同募金運動への理解と協力を求めるとともに、委員会の運営に対して助成する。</p>

Ⅲ. サービス利用支援生活支援部門

〔 地域生活の継続を可能にするための福祉サービスを提供する部門 〕

【共】＝共同募金配分金事業

	対象者/実施項目	概 要
高齢者	1 総合型介護予防事業 【町-受託】	地域包括支援センターで選定された特定高齢者に対し、複合型プログラムを実施する。効果測定により効果的なサービスを提供する。 * 月・水・金曜日に開催 * 1回/月 地域包括支援センターとケース検討
町民	2 福祉有償運送 【新設】	外出困難な要介護者や身体障がい者を対象に、福祉車両による通院等の移送・送迎サービスを実施する。 * 開始 平成26年4月1日 * 対象者 要介護者 身体障がい者 * 使用車両 福祉車両2台 セダン型1台
	3 介護タクシー助成事業 【共】	要支援者に介護タクシー券（年間2,000円分）を発行し、在宅高齢者の外出を支援する。 * 2000円助成
	4 地域権利擁護事業	基幹型社協（桑名市社協）が実施する権利擁護事業により日常の金銭管理、必要な手続きや支払いなどを生活支援員と共に支援する。
	5 日常的金銭管理サービス事業	判断能力のある概ね65歳以上の高齢者や20歳以上の身体障がい者等を対象に、金融機関手続きの代行を行う。
	6 公的資金貸付による生活支援	経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的に相談対応等、申請、償還指導等を行う。生活保護費受給までの支援方法を検討する。 * 生活福祉資金貸付事務（県社協から受託） * たすけあい資金の改善
	7 車いす・スロープ無料貸出 【共】	短期間あるいは緊急に車いす等が必要な方に、最長1か月間無料で貸し出し、在宅生活を支援する。また、そこで得た情報を民生委員に提供し、地域の福祉支援に役立てる。
	8 無料弁護士相談所の開設	法的な相談に対し、弁護士が適切なアドバイスや専門機関を紹介することにより、解決に導く。 * 毎月5日（土・日・祝の場合は翌日）及び第3日曜日

IV. 介護保険サービス・障がい者福祉サービス部門

〔 介護保険制度、障害者総合支援法に基づく福祉サービスを提供する部門 〕

実施項目	概 要
1 訪問介護事業 介護予防訪問介護事業	要介護及び要支援認定を受けられた方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「身体介護」「生活支援」のサービスを365日、24時間体制で提供する。また、定期的に介護技術研修を行う。
2 通所介護事業 介護予防通所介護事業	要介護及び要支援認定を受けられた利用者の方に入浴、給食、日常訓練等のサービスを提供して生活を援助する。また、特殊浴槽設備の活用に努める。
3 居宅介護支援事業	要介護状態等になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、利用者の意志と人格を尊重したプラン作りに取り組む。さらに、24時間相談に応じることができる体制も継続する。
4 障がい児者訪問介護事業	障害者総合支援法に基づいて認定を受けた方が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように「身体介護」「家事援助」のサービスを提供する。
5 日中一時支援事業	障がいのある方に日中活動の場を提供し、ご家族の就労支援及び一時休息の機会をつくる。
6 障がい者の相談支援事業とサービス利用計画の作成	指定特定相談支援事業者としての指定を受け、相談支援専門員が相談に応じ、本人の希望に添ったサービス等利用計画を作成する。